

1. 目的

この計画は、○○○○(町会・自治会) 自主防災組織の活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2. 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 自主防災組織の普及に関すること。
- (3) 防災訓練実施に関すること。
- (4) 情報の収集、伝達に関すること。
- (5) 出火防止、初期消火に関すること。
- (6) 救出救護に関すること。
- (7) 避難誘導に関すること。
- (8) 給食・給水に関すること。
- (9) 地域の実態及び警備、警戒に関すること。
- (10) 防災リーダー補助及び隣保共助体制づくりに関すること。

3. 任務

(1) 各班の任務分担は、次のとおりとする。(本部長・副本部長は除く)

班別	予 防 活 動	応 急 活 動
防災リーダー	1 防災事業計画推進 2 防災訓練の計画・実施 3 行政と地域のパイプ役	1 本部長と共に組織活動 2 自ら率先して防災活動及び呼びかけ
情報班	1 映画、講演、印刷物などによる啓発 2 情報収集伝達・訓練	1 情報収集・伝達・広報 2 秩序維持に対する協力の呼びかけ
消火班	1 出火防止の徹底 2 救出救護用具の備蓄等	1 出火防止の広報 2 初期消火活動の呼びかけ
救出救護班	1 技術の習得(訓練) 2 救出救護用具の備蓄等 3 地域の優先的救出計画	1 災害時要援護者への優先的な救出救護活動 2 地域救護所の設置等
避難誘導班	1 避難誘導訓練 2 地域の避難路、避難場所の現状把握	1 避難誘導と人員点呼 2 避難路、避難場所の安全確保
給食・給水班	1 用具、物資等の備蓄、管理、調達計画 2 炊き出し訓練の実施 3 非常持ち出し品の広報	1 給食物資の配分、配布 2 炊き出しに対する協力の呼びかけ 3 炊き出し時の安全確認

特別班	1 地域の危険物の巡回点検と把握と対策 2 必要な機材の準備	1 被災地区、危険箇所の把握 2 避難路における地域内の警戒、警備活動
防災員	1 地域防災リーダーと共に訓練等の知識や技術を班（組）員へ普及 2 隣保共助の協力体制	1 班（組）員とともに相互協力に、防災活動 2 災害状況をリーダーへ報告

4. 防災知識の普及、高揚

地域住民の防災意識の高揚を図るため、次により防災意識の普及を行う。

(1) 普及事項

- ア 防災組織及び防災計画に関すること。
- イ 地震、火災、水害等についての防災知識に関すること。
- ウ 地区周辺の環境に応ずる防災知識に関すること。
- エ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- オ その他防災に関すること。

(2) 普及の広報

- ア 広報紙、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布
- イ 座談会、講演会、映画、ビデオ会の開催、パネル等の展示

(3) 実施時期

火災予防週間、防災の日、防災とボランティアの日等防災関係行事の行われる時期に行うほか、随時実施する。

5. 防災訓練の実施

大地震等の災害発生時に備えて情報の収集、伝達消火、避難等が迅速、かつ的確に行えるようにするため、次により防災訓練を実施する。

(1) 個別訓練

- ア 情報の収集伝達訓練
- イ 一時退避、出火防止、初期消火訓練
- ウ 救出・救助訓練
- エ 避難訓練
- オ 応急救護訓練
- カ 炊き出し訓練

(2) 総合訓練

総合訓練は、(1)の個別訓練の二項目以上について総合的に行うものとする。

(3) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(4) 訓練の時期及び回数

訓練は、総合訓練にあつては年1回以上、個別訓練にあつては随時実施する。

6. 補 則

この訓練に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

